

公害防止協定の締結について

1. 協定締結の相手方

王子グリーンエナジー江別株式会社、王子エフテックス株式会社江別工場

2. 協定締結の経緯

江別市では、王子エフテックス株式会社江別工場（以下「王子エフテックス」という。）との間で公害防止協定を締結していたが、王子エフテックス敷地内において王子グリーンエナジー江別株式会社（以下「王子グリーンエナジー」という。）により木質バイオマス発電所が建設され稼働することとなったことから、王子グリーンエナジー及び王子エフテックス並びに江別市の三者で公害防止協定を結ぶこととなった。

両社の公害対策に当たり、排水の処理は王子グリーンエナジーに係るものは王子エフテックスの施設で処理すること、又、騒音振動対策については敷地境界における許容値を設定しているなど、両社一体的に実施する必要があることから、三者による協定を結ぶこととした。

このたびの協定締結に伴い、王子エフテックスと現在締結している公害防止協定（平成 20 年 4 月 1 日締結）は、廃止した。

3. 協定の概要

- (1) これまで締結していた王子エフテックスとの協定を基に、大気汚染物質の排出基準など王子グリーンエナジーに係る規定を追加。
- (2) 水質汚濁防止対策、騒音振動対策については、両社が一体的に実施する必要があることから共同の責務として規定。
- (3) 排出基準については、王子エフテックスに係るものについては従来通りとし、王子グリーンエナジーに係るものについては法令による規制基準と排出量を勘案して新たに設定した。
- (4) 併せて、文言の見直しや字句の整備を行った。

（参考）王子グリーンエナジーに係る大気汚染物質の規制基準

種類	法規制基準	協定規制基準	備考
いおう酸化物の量	138～168 m ³ N/h (燃焼条件により異なる)	40 m ³ N/h	排出最大量 40.7 m ³ N/h から設定
ばいじんの量	—	25 kg/h	ばいじんは濃度規制方式のため量に係る法規制基準はない。
ばいじんの濃度	200 mg/m ³ N	200 mg/m ³ N	排出される最大値と同値
窒素酸化物の濃度	250 cm ³ /m ³ N	250 cm ³ /m ³ N	排出される最大値と同値

4. 協定の締結の日（発効日）

平成 28 年 1 月 16 日（発電所の稼働開始の日）